

全国健康保険協会島根支部
第2期データヘルス計画（平成30年度～35年度）

平成30年5月11日 平成30年度第1回評議会



全国健康保険協会 島根支部

協会けんぽ

島根支部の健康課題

原因となる生活習慣

・30分以上の運動習慣のある人の年齢調整割合
男性：15.1% **全国46位**(全国22.2%)
女性：8.9% **全国47位**(全国14.7%)
※特定健診・特定保健指導データ分析報告書2014より

・喫煙者の年齢調整割合
男性：42.5% **全国18位**(全国43.7%)
女性：11.3% **全国2位**(全国16.9%)
※協会けんぽ都道府県支部別健診データ平成27年度

生活習慣病予備群

・代謝(空腹時血糖)リスクの保有率
男性：20.5% **全国41位**(全国17.6%)
女性：8.7% **全国43位**(全国7.4%)
全体：16.0% **全国41位**(全国14.1%)
※協会けんぽ都道府県支部別健診データ平成27年度

**糖尿病の
リスク大！！**

生活習慣病→重症化

・糖尿病腎症による新規透析導入者割合(人口10万人に対して)
2010年 2015年
(島根) 11.6人 **13.5人**
(全国) 12.9人 12.9人
(日本透析医学会より)

・既往歴(腎不全・人工透析)者の年齢調整割合
男性：2.0% **全国45位**(全国0.5%)
女性：1.7% **全国46位**(全国0.3%)
※特定保健指導データ分析報告書2014

結果

平均寿命(2015年) 男性：80.79歳 **全国23位**(全国平均：80.73歳) 女性：87.64歳 **全国3位**(全国平均：86.99歳)
と、平均寿命は全国平均を上回っているが
健康寿命(2013年) 男性：70.97歳 **全国30位**(全国平均：71.19歳) 女性：73.80歳 **全国38位**(全国平均：74.21歳)
と、**平均寿命と健康寿命とのかい離**の要因となっている。(厚生労働省データ)

上位目標※

※【重大な疾患の発症を防ぐ】(10年以上経過後に達する目標)

代謝(空腹時血糖)リスクの保有率を全国平均以下にする

中位目標※

※【検査値等が改善する】（6年後に達成する目標）

- ヘルス・マネジメント認定制度における健康宣言事業所の代謝リスク保有率を支部平均より3%以上下げる
(参考)平成27年度健康宣言事業所の代謝リスク 男性:18.9%、女性8.5%、全体15.2%
- 特定保健指導対象者の減少率を40%以上にする
(参考)平成27年度38.3%、平成28年度36.5%
- 島根県における糖尿病腎症による新規透析導入者割合を継続して10人以下にする(人口10万人対)
(参考)平成23年度～27年度の平均:10.8人、平成27年度:13.5人

下位目標(中位目標に近づく手段) ※優先順位順

具体的な施策

〈重症化予防〉

- 1. 重症化予防事業について、県下市町村と共同して実施する
- 2. 受診勧奨(健診結果要治療者)後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を20.0%以上にする

- 1. 各市町村において実施(予定)をしている糖尿病腎症の対策について、対象者を国民健康保険加入者から協会けんぽ加入者に拡大し、該当者に医療機関受診、保健指導利用を勧奨する。
- 2. 健診結果で要治療と判定されたにもかかわらず、医療機関を受診していない治療放置者に対し、医療機関への受診勧奨を実施する。
 - ・本部で実施する一次勧奨実施後に、文書および電話による二次勧奨を実施(値高値者)
 - ・上記二次勧奨に複数年該当している未受診者に対し、訪問による受診勧奨(保健指導時)を実施
 - ・血糖値について健診結果で要治療または要精密検査と判定されたにも関わらず、未受診の者へ訪問による受診勧奨(保健指導時)を実施

〈特定保健指導〉

- 3. 特定保健指導の実施率を35.0%以上にする

- 3. 特定保健指導の実施率向上に向けて、外部委託を拡大するとともに、加入者へその重要性を訴求する。
 - ・外部専門機関における委託件数の拡大
 - ・保健指導の重要性の広報
 - ・健診機関における委託件数の拡大
 - ・保健指導実施者のスキルアップ
 - ・健診当日の初回面談の実施機関の拡大

〈特定健診〉

- 4. 特定健康診査の受診率を65.0%以上にする

- 4. 被保険者の健診について、外部機関(健診機関等)と連携した生活習慣病予防健診利用者の拡大、事業者健診結果データの取得勧奨の実施。
被扶養者の健診について、利便性向上のためがん検診との同時実施の拡大するとともに、これまで実施していない新たな手法の検討・実施による特定健診受診率の向上を図る。

〈事業主や加入者等への意識啓発・情報提供〉

- 5. その他運輸業を含む健康宣言事業所を1,300事業所以上、認定事業所数を健康宣言事業所の2割以上にする
- 6. ウォーキング大会を年2回以上実施し、参加者を500人以上とする
- 7. 喫煙率を男性:31.4%、女性:7.5%以下にする

- 5. 健康宣言事業所を増やすため、事業所訪問やDM等による勧奨を実施する。また、健康宣言事業所が認定を目指して健康づくりを促進できるよう事業所へのサポートを充実させ、認定事業所数を健康宣言事業所の2割以上となるよう支援していく。
 - ・訪問事業の実施
 - ・健康保険委員への広報
 - ・島根県・山陰中央新報社による広報
 - ・優遇制度の拡充
 - ・ロゴマークの普及と価値向上
 - ・協定締結先との連携強化
- 6. 事業所への積極的な広報だけでなく、他の保険者とも連携して実施する。
 - ・健康保険委員および健康宣言事業所への参加勧奨
 - ・保健指導の際の参加勧奨
 - ・量販店および健診機関へのポスター掲示依頼
 - ・島根県・山陰中央新報社への広報依頼
 - ・開催地域の自治体や商工会議所等への広報依頼
 - ・健康測定ブースを設置
- 7. 事業所、関係機関と連携して受動喫煙対策に取り組む
 - ・各圏域の保健所で共同のセミナー、研修会等の実施
 - ・「たばこ対策」出前講座の実施